

改正	平成17年3月29日病院事業庁管理規程第6号	平成18年12月26日病院事業庁管理規程第18号
	平成20年3月28日病院事業庁管理規程第6号	平成21年3月31日病院事業庁管理規程第5号
	平成22年9月28日病院事業庁管理規程第10号	平成23年3月31日病院事業庁管理規程第7号
	平成24年3月30日病院事業庁管理規程第7号	平成25年3月29日病院事業庁管理規程第6号
	平成25年6月28日病院事業庁管理規程第11号	平成26年3月28日病院事業庁管理規程第3号
	平成26年6月27日病院事業庁管理規程第20号	平成26年7月8日病院事業庁管理規程第23号
	平成27年11月27日病院事業庁管理規程第10号	平成29年3月31日病院事業庁管理規程第4号
	平成31年3月29日病院事業庁管理規程第6号	令和2年3月31日病院事業庁管理規程第8号

愛知県病院事業庁事務決裁規程を次のように定める。

愛知県病院事業庁事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、病院事業庁長の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保し、及び責任の明確化を図るため、決裁について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 病院事業庁長（以下「事業庁長」という。）又はその補助職員が、事業庁長の権限に属する事務について、最終的に意思決定を行うことをいう。
  - (2) 専決 事業庁長の補助職員が、この規程に定める範囲に属する事務について、決裁することをいう。
  - (3) 代決 事業庁長又は専決権者が不在である場合において、この規程に定める者が代わって決裁することをいう。
  - (4) 本庁 愛知県病院事業庁組織規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第5号。以下「組織規程」という。）第2条に規定する本庁をいう。
  - (5) 県立病院 組織規程第2条に規定する県立病院をいう。
  - (6) がんセンターの施設 愛知県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年愛知県条例第36号）第3条の2第2項に規定する病院及び研究所をいう。
  - (7) 本庁の課長 組織規程第9条に規定する課長をいう。
  - (8) 本庁の担当課長 組織規程第9条に規定する担当課長をいう。
  - (9) 本庁の課長補佐 組織規程第9条に規定する課長補佐（グループの長である者に限る。）をいう。
  - (10) 県立病院の主務部長等 組織規程第10条第1項に規定する保健センター長、部長、外来化学療法センター長、サルコマーセンター長、リスク評価センター長、がんゲノム医療センター長、個別化医療センター長、地域医療連携・相談支援センター長、緩和ケアセンター長、分野長、部門長、免疫・アレルギーセンター長及び小児心臓病センター長をいう。
  - (11) 県立病院の主幹等 組織規程第10条第1項に規定する主幹並びに同項に規定する事務長補佐（グループの長である者に限る。）及び課長補佐（グループの長である者に限る。）のうち主幹の所掌する事務に従事しない者をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、組織規程において使用する用語

の例による。

(効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、事業庁長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(本庁における決裁の基準)

第4条 事業庁長は、別表第1に定める病院事業庁長決裁事項について決裁するものとする。

2 病院事業次長、本庁の課長及び本庁の課長補佐は、別表第1に定める病院事業次長専決事項、本庁の課長専決事項及び本庁の課長補佐専決事項について、それぞれ専決するものとする。

3 本庁の担当課長は、前項の規定にかかわらず、別表第1に定める本庁の課長専決事項のうち、当該本庁の担当課長が所掌する事務としてあらかじめ病院事業次長の承認を得て本庁の課長が指定した事務について専決することができる。

4 本庁の主査相当職以上の者(前2項の規定により、専決するものとする事務又は専決することができる事務が定められることとなる者を除く。)は、別表第1に定める本庁のその他主査相当職以上の者専決事項について専決するほか、第2項の規定にかかわらず、同表に定める本庁の課長補佐専決事項のうち、その職務に応じて、あらかじめ本庁の課長の承認を得て本庁の課長補佐が指定した事務について専決することができる。

(県立病院における決裁の基準)

第5条 県立病院の長、がんセンターの施設の長、県立病院の事務長(県立病院の課長を含む。以下同じ。)及び県立病院の主幹等は、県立病院の所掌する事務のうち、別表第2に定める県立病院の長専決事項、がんセンターの施設の長専決事項、県立病院の事務長専決事項及び県立病院の主幹等専決事項について、それぞれ専決するものとする。

2 県立病院の主務部長等は、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める県立病院の長専決事項及びがんセンターの施設の長専決事項のうち、当該県立病院の主務部長等が所掌する事務としてあらかじめ病院事業次長が指定した事務について専決することができる。

3 県立病院の主査相当職以上の者(前2項の規定により、専決するものとする事務又は専決することができる事務が定められることとなる者を除く。)は、第1項の規定にかかわらず、別表第2に定める県立病院の主幹等専決事項のうち、その職務に応じて、あらかじめ病院事業次長の承認を得て県立病院の主幹等が指定した事務について専決することができる。

(専決権者の明示等)

第6条 病院事業次長は、必要に応じて、前2条に定める決裁の基準に従い、本庁及び県立病院の所掌する事務に関する専決権者を整理し、及び明示するものとする。

2 病院事業次長は、前項の規定にかかわらず、県立病院の長に、当該県立病院の所掌する事務に関する専決権者を整理させ、及び明示させることができるものとする。

(専決の制限等)

第7条 前3条の規定にかかわらず、特に重要な事項については、事業庁長が決裁するものとし、次の各号のいずれかに該当する事項については、専決権者は、その上位の決裁権者(以下「上司」という。)の決裁を受けなければならない。

(1) 上司が特に指示した事項

(2) 新規又は異例と認められる事項

(3) 疑義のある事項

(4) その他上司の指揮を受ける必要があると認められる事項

2 前3条の規定により専決した者は、適宜、上司に事務処理の状況を報告しなければならない。

(代決)

第8条 代決を行うことができる者は、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項の代決は、事務の円滑かつ適正な執行を確保する上で必要不可欠な場合に限るものとする。

3 代決した事項については、それぞれ上司に報告し、又は後閲を受けるものとする。

(決裁等の特例)

第9条 専決権者は、その所掌する事務が臨時又は特例の事務でこの規程に定める決裁の基準等によることが適当でないものであると認めるときは、あらかじめ上司の承認を得て、合理的な方法により当該事務を処理することができる。

(委任事務の決裁)

第10条 愛知県病院事業庁事務委任規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第7号）、愛知県病院事業庁財務規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号）等の規定により委任を受けた者は、当該事務について、この規程に準じ、決裁に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日病院事業庁管理規程第6号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月26日病院事業庁管理規程第18号）

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日病院事業庁管理規程第6号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日病院事業庁管理規程第5号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月28日病院事業庁管理規程第10号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日病院事業庁管理規程第7号）

改正 平成25年3月29日病院事業庁管理規程第6号

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日病院事業庁管理規程第7号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日病院事業庁管理規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日病院事業庁管理規程第11号）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日病院事業庁管理規程第3号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日病院事業庁管理規程第20号）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年7月8日病院事業庁管理規程第23号）

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

附 則（平成27年11月27日病院事業庁管理規程第10号）

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日病院事業庁管理規程第4号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日病院事業庁管理規程第6号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日病院事業庁管理規程第8号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

本庁の決裁基準

区分	事項	病院 事業 庁長	専決権者			
			病院 事業 次長	本 庁 の 課 長	本 庁 の 課 長 補 佐	本 庁 の そ の 他 主 査

							相当職以上の者	
1 企画及び運営	1	総合企画及び運営に関する一般方針に関すること。	○					
	2	重要な事業の計画及び実施方針に関すること。	○					
	3	知事に報告又は提出を要する事項に関すること。	○					
	4	事務事業の総合調整に関すること。		○				
	5	課に属する事務事業の企画及び運営に関すること。			○			
2 訓令、告示等	1	企業管理規程の制定及び改廃に関すること。	○					
	2	訓令及び訓の制定及び改廃に関すること。		○				
	3	訓令及び訓の軽易な改正に関すること。 (裁量の余地の少ないもの)			●			
	4	告示、公告、公表その他の公示に関すること。				○		
3 照会、依頼、回答、通知、報告、申請等	1	当該事項に係る文書の発信者名が事業庁長であるものその他重要なものに関すること。		○				
	2	1のうち、裁量の余地の少ないもの			○			
	3	1及び2以外のもの				○		
4 組織及び権限の委任	1	組織の設置及び改廃に関すること。	○					
	2	県立病院の管理運営等に関すること。		○				
	3	権限の委任に関すること。	○					
5 職員の人事	1	職員定数に関すること。	○					
	2	職員の任免、勤務替え及び分限に関すること。	1	主査相当職（医師又は歯科医師をもって充てる職にあつては、部長相当職）以上の職員（県立病院の職員を含む。）に関するもの	○			
			2	1以外のもの			●	
	3	会計年度任用の職に任用される職員の任免に関すること。			●			
	4	職員（県立病院の職員を含む。）の兼務に関すること。	○					
	5	採用選考試験の実施及び合否の決定に関すること。			●			
	6	所属職員の事務分担を定めること。	1	所属職員（本庁の課長補佐が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの			○	

	2	本庁の課長補佐が所掌する事務に従事する職員に関するもの				○	
7	1	主査相当職（医師又は歯科医師をもって充てる職にあつては、部長相当職）以上の職員（県立病院の職員を含む。）に関するもの	○				
	2	1以外のもの				●	
8	1	病院事業次長に関するもの	○				
	2	本庁の課長及び県立病院の長に関するもの		○			
	3	1及び2を除き、本庁の職員に関するもの				●	
9	1	病院事業次長に関するもの	○				
	2	本庁の課長に関するもの		○			
	3	課長相当職の職員（本庁の課長を除く。）及び本庁の課長補佐に関するもの				○	
	4	1から3までを除き、所属職員に関するもの				○	
10	職員の勤務成績の評定基準を定めること。		○				
11	職員の目標達成度評価及び能力発揮度評価に関すること。		○				
12	職員の昇給の発令をすること。				●		
13	企業出納員を任免すること。				●		
6 職員の給与	1	職員の給与の具体的運用方針の決定又は変更に関すること。	○				
	2	職員の退職手当の決定及び支給を行うこと。				●	
	3	職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定を行うこと。					●
	4	職員の扶養手当を認定すること。					●

7 職員の旅行	1	職員の旅費の運用方針の決定又は変更に関すること。		○					
	2	本庁の職員の国内出張の旅行命令に関すること。	1	病院事業次長に関するもの	○				
			2	本庁の課長に関するもの		○			
			3	課長相当職の職員（本庁の課長を除く。）及び本庁の課長補佐に関するもの			○		
			4	1から3までを除き、所属職員に関するもの				○	
	3	職員の海外出張の旅行命令に関すること。	1	病院事業次長及び県立病院の長に関するもの	○				
			2	本庁の主査相当職以上の者（病院事業次長を除く。）に関するもの		○			
			3	所属職員（本庁の主査相当職以上の者を除く。）に関するもの			○		
	8 職員の服務	1	本庁の職員の職務に専念する義務の免除、休暇、欠勤その他服務に関すること。	1	病院事業次長に関するもの	○			
				2	本庁の課長に関するもの		○		
3				課長相当職の職員（本庁の課長を除く。）及び本庁の課長補佐に関するもの			○		
4				1から3までを除き、所属職員に関するもの				○	
2		本庁の所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務に関すること。	1	所属職員（本庁の課長補佐が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの			○		
			2	本庁の課長補佐が所掌する事務に従事する職員に関するもの				○	
3		職員（県立病院の職員を含む。）に身分証明書及び職員章を交付すること。					●		
4		5を除き、本庁の職員の兼職の承認を行うこと。	1	病院事業次長に関するもの			●		
			2	課長相当職以下の職員に関するもの			○		
5		職員の営利企業等従事を許	1	新規又は異例と認められるもの（県立病院の職員（県立病院の長を除	○				

	可すること及びそれに伴う兼職の承認を行うこと。	く。)を除く。)							
		2 1以外のもの(県立病院の職員(県立病院の長を除く。)を除く。)				●			
6	本庁の職員の勤務時間の割振りに関すること。	1 病院事業次長に関するもの	○						
		2 本庁の課長に関するもの		○					
		3 課長相当職の職員(本庁の課長を除く。)及び本庁の課長補佐に関するもの				○			
		4 1から3までを除き、所属職員に関するもの					○		
	7 職員の懲戒処分に関すること。		○						
	8 職員の規律保持及び職務執行の状況の監察に関すること。(県立病院の職員(県立病院の長を除く。)の講演等の承認に関するものを除く。)					●			
	9 職員(県立病院の職員を含む)の職務発明の認定に関すること。			○					
9 予算等	1 予算の原案及び説明書に関すること。		○						
	2 決算の調製及び業務報告書に関すること。		○						
	3 業務状況報告書に関すること。		○						
	4 予算の配当に関すること。(配当通知を含む。)			○					
	5 予算の配分を行うこと。					◎			
	6 支出予算の流用に関すること。			○					
	7 予備費の使用に関すること。		○						
	8 予算の繰越しに関すること。			○					
10 収入	1 収入に関すること。	1 収入の調定、納入の通知及び督促に関するもの					○		
		2 不納欠損処分に関するもの		○					
	2 使用料及び手数料の減免等に関すること。	1 減免の基準に関するもの	○						
		2 徴収の猶予の基準に関するもの		○					
		3 減免及び徴収の猶予の決定に関するもの				○			
11 支出	1 予算を伴う事業執行及び支出負担行為の決議	1 工事請負費に係るもの	○						
		1 2億円以上のもの							
		2 5000万円以上		○					

(支出負担行為決議書又は返納金調書によるものに限る。)に関する事。		2 億円未満のもの						
	3	300万円以上5000万円未満のもの			○			
	4	300万円未満のもの				○		
	2	損害賠償に係るもの	○					
	3	債務負担行為に係るもの		○				
	4	1から3まで以外のもの	1	3,000万円以上のもの		○		
			2	300万円以上3,000万円未満のもの			○	
			3	300万円未満のもの				○
	2	1以外の支出負担行為の決議及び支出の命令に関する事。	1	報酬、給料、職員手当等及び共済費に係るもの				●
			2	1以外のもの	1	3,000万円以上のもの		○
2					3,000万円未満のもの			○
3			支出の命令のうち、支出負担行為済の300万円未満のもの					○
4			単価契約による定期刊行物の購入及び光熱水費に係る					●

			もの					
			5 電信電話料及び自動車損害保険料に係るもの					●
			6 放送受信料に係るもの					●
	3 資金前渡等に関すること。	1 資金前渡員の指定に関するもの					○	
		2 資金前渡及び概算払に係る精算に関するもの					○	
12 契約	1 入札に関すること。	1 入札の参加の制限その他重要なものに関するもの	○					
		2 1のうち、指名競争入札の参加者の指名等に関するもの		○				
		3 1及び2を除き、予定価格及び最低制限価格の決定等その他入札に関するもの			○			
	2 契約の締結に関すること。	1 重要な契約及び2億円以上の契約に関するもの	○					
		2 5,000万円以上2億円未満の契約に関するもの		○				
		3 300万円以上5000万円未満の契約に関するもの			○			
		4 300万円未満の契約に関するもの				○		
	13 現金及び有価証券等	1 預り金及び預り有価証券の出納の通知に関すること。				○		
2 1のうち、報酬、給与、職員手当等及び共済費に係るもの						●		
14 資金計画・運用	1 資金の計画及び運用に関すること。			○				
15 固定資産	1 固定資産の取得、交換、貸借及び処分に関すること。	1 7000万円以上のもの	○					
		2 3000万円以上7000万円未満のもの		○				
		3 3000万円未満のもの			○			
	2 公有財産の用途廃止に関すること。		○					
	3 公有財産の使用又は貸付けに関すること		○					

		と。					
	4	3のうち、公有財産の使用又は貸付けに係る更新に関すること。			◎		
	5	固定資産の管理換えに関すること。			◎		
	6	登記・登録に関すること。				◎	
	7	公舎使用料を決定すること。			◎		
	8	固定資産及び物品の修繕、維持及び管理に関すること。			◎		
	9	受贈財産の受入に関すること。	1	3000万円以上のもの		○	
			2	300万円以上3000万円未満のもの			◎
			3	300万円未満のもの			◎
16	物品	1 取得、交換、譲与、貸付け及び処分に関すること。	1	3000万円以上のもの		○	
			2	300万円以上3000万円未満のもの			○
			3	300万円未満のもの			
	2	資金前渡員からの取得物品の引継ぎに関すること。					○
	3	物品の管理換えに関すること。					○
17	陳情	1 陳情の処理に関すること。			○		
18	講演会等の開催等	1 講習会、講演会、打合せ等の開催に関すること。					○
		2 各種事業に対する共催及び後援に関すること。				○	
19	広報	1 広報及び広聴に関すること。			○		
		2 1のうち、定例的なもの又は定型化しているもの				○	
20	文書管理、情報公開及び個人情報保護	1 文書の管理に関すること。				○	
		2 1のうち、裁量の余地の少ないもの					○
		3 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第11条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等に関すること。				○	
		4 愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号)第21条、第32条及び第40条に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定等に関すること。				○	
21	職員の安全衛生等	1 職員の保健及び衛生に係る事務に関すること。				●	
		2 職員の福利厚生事務に関すること。				●	
22	その他	1 重要な事務に関すること。		○			
		2 1のうち、高度な判断を必要としないもの			○		
		3 重要な事務以外の事務に関すること。				○	
		4 3のうち、事務事業の具体的な実施に関					○

	するもの					
--	------	--	--	--	--	--

- 備考 1 ○印（本庁の管理課の事務については●印、本庁の経営課の事務については◎印）は、事項欄に掲げる事務が、病院事業庁長決裁事項、病院事業次長専決事項、本庁の課長専決事項、本庁の課長補佐専決事項又は本庁のその他主査相当職以上の者専決事項のいずれであるかを示す。
- 2 金額は、全て1件の総額による。
- 3 6の項の事項欄に掲げる事務のうち、職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定を行うこと並びに職員の扶養手当を認定することについては、総務事務管理課の職員を兼ねる者が専決するものとする。
- 4 10の項から14の項まで及び16の項の事項欄に掲げる事務について、更正、変更、取消し、中止、解除等を行う場合におけるその事務の専決権者は、これらの行為を行う前の事務の専決権者と同一の者とする。ただし、変更により金額が増加する場合にあっては、変更後の金額によるものとする。

別表第2（第5条関係）  
県立病院の決裁基準

区分	事項	専決権者			
		県立病院の長	がんセンターの施設の長	県立病院の事務長	県立病院の主幹等
1 企画及び運営	1 県立病院に属する事務事業の企画及び運営の方針に関すること。	○			
	2 1のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
	3 所掌する事務事業の企画及び運営に関すること。			○	
	4 県立病院の利用時間、休業日の決定に関すること。	○			
	5 4のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
2 照会、依頼、回答、通知、報告、申請等	1 当該事項に係る文書の発信者名が事業庁長であるものその他重要なものに関すること。	○			
	2 1のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
	3 1及び2のうち、裁量の余地の少ないもの			○	
	4 当該事項に係る文書の発信者名が県立病院の長であるもの等に関すること。			○	
	5 4のうち、裁量の余地の少ないもの				○
	6 1から5まで以外のもの				○
3 職員の人事	1 定数の職種別所属配分内での部署別配分に関すること（主査相当職（医師又は歯科医師をもって充てる職にあっては、部長相当職）以上の職員に係るものを除く。）。	○			
	2 1のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		

	3	所属内での職員の兼務に関すること。	○				
	4	3のうち、がんセンターの施設内での職員の兼務に関するもの		○			
	5	県立病院に属する職員の人事に係る内申に関すること。	○				
	6	5のうち、がんセンターの施設に属する職員（がんセンターの施設の長を除く。）に関するもの		○			
	7	所属職員の事務分担を定めること。				○	
		1 所属職員（県立病院の主幹等が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの					
		2 県立病院の主幹等が所掌する事務に従事する職員に関するもの				○	
	8	県立病院に属する職員の育児休業及び育児短時間勤務並びにその期間の延長の承認及びその取消しに関すること（県立病院の長を除く。）。	○				
	9	8のうち、がんセンターの施設に属する職員（がんセンターの施設の長を除く。）に関するもの		○			
	10	県立病院に属する職員の部分休業に関すること。					
		1 県立病院の課長相当職以上の職員に関するもの					○
		2 1のうち、がんセンターの施設に属する職員に関するもの					○
		3 1を除き、所属職員（県立病院の主幹等が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの					○
		4 県立病院の主幹等の所掌する事務に従事する職員に関するもの				○	
	11	現金取扱員及び実地棚卸の立会職員の指定に関すること。	○				
	12	11のうち、がんセンターの施設に関するもの		○			
	13	会計年度任用の職に任用される職員の任免に関すること。	○				
	14	13のうち、がんセンターの施設に関するもの		○			
4	職員の旅行	1 県立病院に属する職員の国内出張の旅行命令に関する					
		1 県立病院の長及び課長相当職以上の職員に関するもの					○
		2 1のうち、がんセンターの施設に属する職員		○			

	こと。	に関するもの					
		3 1を除き、所属職員（県立病院の主幹等が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの			○		
		4 県立病院の主幹等の所掌する事務に従事する職員に関するもの				○	
	2 県立病院に属する職員の海外出張の旅行命令に関すること（県立病院の長を除く。）。		○				
	3 2のうち、がんセンターの施設に属する職員（がんセンターの施設の長を除く。）に関するもの			○			
5 職員の服 務	1 県立病院に属する職員の職務に専念する義務の免除、休暇、欠勤その他服務に関すること。	1 県立病院の長及び課長相当職以上の職員に関するもの	○				
		2 1のうち、がんセンターの施設に属する職員に関するもの			○		
		3 1を除き、所属職員（県立病院の主幹等が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの			○		
		4 県立病院の主幹等の所掌する事務に従事する職員に関するもの				○	
	2 県立病院に属する職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務に関すること。	1 県立病院の長及び課長相当職以上の職員に関するもの	○				
		2 1のうち、がんセンターの施設に属する職員に関するもの			○		
		3 1を除き、所属職員（県立病院の主幹等が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの			○		
		4 県立病院の主幹等の所掌する事務に従事する職員に関するもの				○	
	3 5を除き、県立病院に属する職員の兼職の承認を行うこと。		○				
	4 3のうち、がんセンターの施設に属する職員に関するもの			○			
	5 県立病院に属する職員の営利企業等従事を許可すること及びそれに伴う兼		○				

	職の承認を行うこと（県立病院の長を除く。）。				
	6 5のうち、がんセンターの施設に属する職員（がんセンターの施設の長を除く。）に関するもの		○		
	7 県立病院に属する職員の勤務時間の割振りに関すること。	1 県立病院の長及び課長相当職以上の職員に関するもの	○		
		2 1のうち、がんセンターの施設に属する職員に関するもの		○	
		3 1を除き、所属職員（県立病院の主幹等が所掌する事務に従事する職員を除く。）に関するもの			○
		4 県立病院の主幹等の所掌する事務に従事する職員に関するもの			
	8 県立病院に属する職員の講演等に関する規制の承認に関すること。	○			
	9 8のうち、がんセンターの施設に属する職員に関するもの		○		
6 収入及び支出等	1 使用料、手数料等の減免及び徴収の猶予の決定に関すること。	○			
	2 1のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
	3 100万円未満の寄附物品の受入れに関すること。	○			
	4 3のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
	5 資金前渡員の指定に関すること。			○	
	6 資金前渡及び概算払に係る精算に関すること。			○	
7 契約	1 指名競争入札の参加者の指名その他重要なものに関すること。	○			
	2 1のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
	3 入札の予定価格及び最低制限価格の決定等に関すること。			○	
	4 工事に係る監督職員を任命すること。			○	
	5 主任技術者及び現場代理人の選任を承認すること。			○	
	6 工事の出来高検査に関すること。			○	
	7 工事の検査に関すること。	1 300万円以上のもの	○		
2 1のうち、がんセンターの施設に関するもの			○		
3 300万円未満のもの				○	

8 請願	1 軽易な陳情等の処理に関する事	○			
	2 1のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
9 講演会等の開催等	1 講習会、講演会、打合せ会等の開催に関する事			○	
10 広報	1 広報及び広聴に関する事	○			
	2 1のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
	3 1及び2のうち、定例的なもの又は定型化しているもの			○	
11 文書管理、情報公開及び個人情報保護	1 文書の管理に関する事			○	
	2 1のうち、裁量の余地の少ないもの				○
	3 愛知県情報公開条例第11条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等に関する事	○			
	4 3のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
	5 愛知県個人情報保護条例第21条、第32条及び第40条に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定等に関する事	○			
	6 5のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
12 非常災害の応急措置	1 非常災害に際し、上司の指揮を受けるいとまがない場合における応急措置に関する事	○			
	2 1のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
13 その他	1 重要な事務に関する事	○			
	2 1のうち、がんセンターの施設に関するもの		○		
	3 重要な事務以外の事務に関する事			○	
	4 3のうち、事務事業の具体的な実施に関するもの				○

備考 ○印は、事項欄に掲げる事務が、県立病院の長専決事項、がんセンターの施設の長専決事項、県立病院の事務長専決事項又は県立病院の主幹等専決事項のいずれであるかを示す。

別表第3（第8条関係）

代決を行うことができる者

区分	決裁権者又は専決権者	代決を行うことができる者	
		決裁権者又は専決権者が不在の場合	決裁権者又は専決権者及び左欄に掲げる者が共に不在の場合
本庁	事業庁長	病院事業次長	本庁の課長
	病院事業次長	本庁の課長	本庁の担当課長
	本庁の課長	本庁の課長補佐（本庁の担当課長が置かれている場合にあっては、本庁の担当課長）	

県立病院	県立病院の長	県立病院の主務部長等	県立病院の事務長
	がんセンターの施設の長	がんセンターの主務部長等	がんセンターの課長
	県立病院の事務長	県立病院の主幹等	